

○奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年9月30日条例第85号

改正

平成21年12月20日条例第51号
平成28年3月30日条例第11号
平成29年3月29日条例第5号
令和4年12月23日条例第49号

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、本市の公の施設における地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募の告示等）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を公募により指定しようとするときは、その旨を告示するとともに、次に掲げる事項を市の広報紙又はホームページにより公表するものとする。

- （1）公の施設の名称、所在地及び概要
- （2）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3）指定予定期間
- （4）指定管理者に支払う公の施設の管理に係る経費及び利用料金に関する事項
- （5）指定管理者の指定申請を行うことができる団体の資格
- （6）第4条第1項に規定する指定候補者の選定の基準及び方法
- （7）指定管理者の指定申請の方法
- （8）その他市長等が必要と認める事項

（指定申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長等に提出しなければならない。

- （1）名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- （2）指定管理者の指定を受けようとする公の施設の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1）管理の業務の事業計画書及び収支予算書
- （2）定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）
- （3）団体の財務の状況及び活動の内容を明らかにすることのできる書類
- （4）その他市長等が必要と認める書類

（選定の基準及び方法）

第4条 市長等は、前条第1項の規定による申請の内容を次に掲げる基準に照らして総合的に考慮した上、公の施設の管理を行わせるのに最も適当であると認めた団体を指定候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- （1）市民の平等利用が確保されること。
- （2）事業計画書及び収支予算書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- （3）事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- （4）その他市長等が公の施設の性質又は目的に応じて定める基準

2 市長等は、前項の規定に基づく指定に際し、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の管理上必要な条件を付けることができる。

3 市長等は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者選定委員会）

第5条 前条第1項の規定による指定候補者の選定について審査するため、奈良市指定管理者選定委員会を設置する。

2 前項の委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長等が定める。

（協定の締結）

第6条 指定管理者は、指定期間の開始前に、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

（秘密保持及び個人情報の保護）

第7条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。

2 指定管理者は、公の施設の管理の業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び第67条に規定するところにより個人情報（特定個人情報を含む。）を適切に管理しなければならない。

（市長等による管理）

第8条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの公の施設に係る条例（以下この条において「施設条例」という。）の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- (1) 第3条第1項の規定による申請がなかったとき又は同項の規定による申請を行った団体のいずれもが第4条第1項各号に掲げる基準を満たさなかったとき。
 - (2) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - (3) 指定管理者が管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるとき。
- 2 前項の場合において、施設条例に指定管理者に利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。)を当該指定管理者の収入として収受させる旨の規定があるときは、市長は、当該利用料金に相当する額を使用料として当該公の施設を利用する者から徴収することができる。
- 3 前項の場合において、市長は、施設条例の規定の例により、同項の使用料の全部又は一部を減免し、又は還付することができる。
- (委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月20日条例第51号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(奈良市温泉施設条例の一部改正)

- 2 奈良市温泉施設条例(平成17年奈良市条例第42号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和4年12月23日条例第49号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
-